

原危管発 第 10 号
平成 29 年 7 月 27 日

原子力規制委員会
原子力規制庁
緊急事案対策室長 殿

関西電力株式会社
原子力事業本部
原子力安全部長

高浜発電所原子力事業者防災業務計画の読み替えについて（連絡）

平成 29 年 3 月 28 日付け関原発第 469 号にて届け出ました「高浜発電所原子力事業者防災業務計画」につきましては、発電所原子力防災組織の総務班に安全・防災室を加えることによる読み替えが必要となりました。

つきましては、「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点について（規程）」に基づく軽易な変更扱いとして、次回修正までの期間、添付資料の通り読み替えることにより運用いたしますのでご連絡申し上げます。

以 上

添付資料

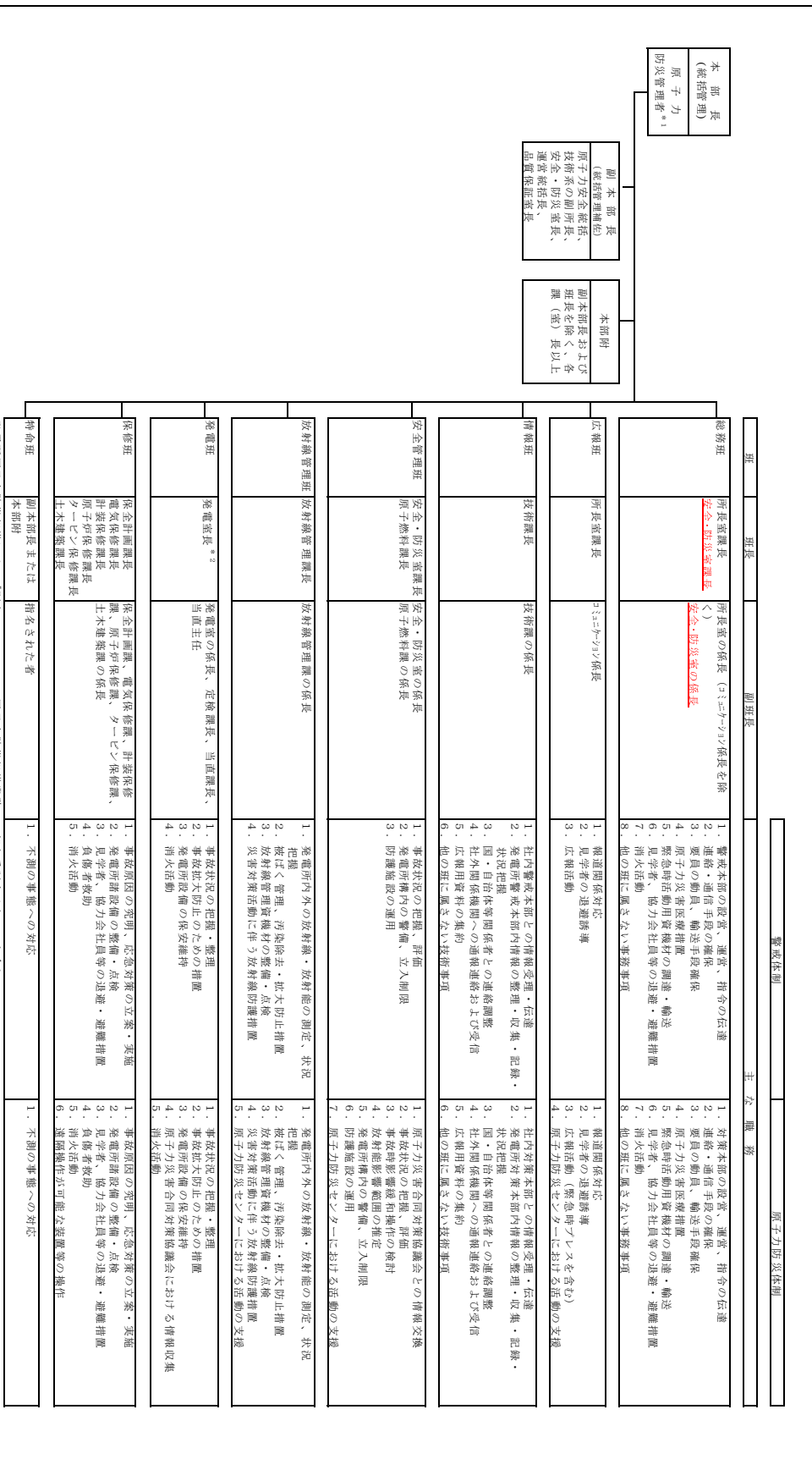
高浜発電所原子力事業者防災業務計画読替表

高浜発電所原子力事業者防災業務計画読替表

説明

・総務班に安全・防災室を加えることによる読み替え (H29.7.21 付で社内組織改正)

別図2-1-1 発電所原子力防災組織 (発電所警戒本部および発電所対策本部の組織)

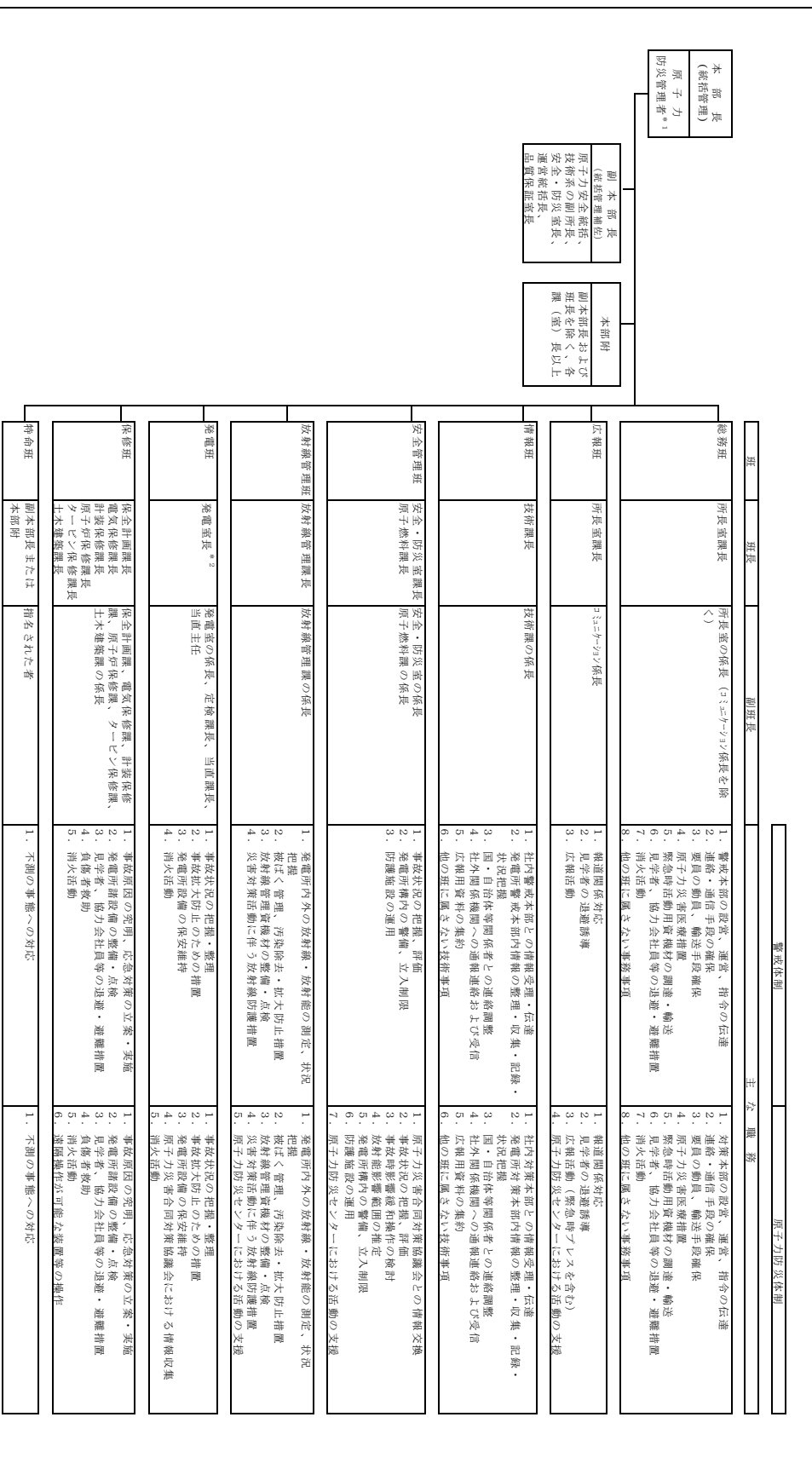


*1：原子力防災管理者は、操業号機で同時に特定事象が発生した場合または特定事象に至ると判断した場合、以下の対応を行う。
 ・副本部長または本部附から号機ごとの指揮者を指名して必要な対応にあたらせる。
 ・号機ごとの対応者を明確にするよう発電所対策本部の各班長に指示する。

*2：第一発電室長および第二発電室長を総務班として発電室長と記す。

現行

別図2-1-1 発電所原子力防災組織 (発電所警戒本部および発電所対策本部の組織)



*1：原子力防災管理者は、操業号機で同時に特定事象が発生した場合または特定事象に至ると判断した場合、以下の対応を行う。
 ・副本部長または本部附から号機ごとの指揮者を指名して必要な対応にあたらせる。
 ・号機ごとの対応者を明確にするよう発電所対策本部の各班長に指示する。

*2：第一発電室長および第二発電室長を総務班として発電室長と記す。